

公 告

公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和5年4月26日

金沢市公営企業管理者 松田 滋人
(公印省略)

1 対象業務

業 務 名	西部水質管理センター維持管理業務包括委託
業務対象施設	西部水質管理センター 金沢市東力町ハ 272 番地 ほか1箇所
業 務 期 間	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
業 務 概 要	西部水質管理センター維持管理業務包括委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおり

2 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次のアからキまでの要件を満たす単体企業、又はアからカまでの要件を満たす者を代表構成員とし、イからエまでの要件を満たす者をその他の構成員として構成される共同企業体であって、クの要件を満たす者とする。

ア 金沢市内に本店又は営業所を有すること。

イ 金沢市の令和4・5年度の入札参加資格の登録があること。

なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時まで金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照すること。

ウ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。本プロポーザルの参加表明書提出時から本委託の受託候補者が特定される日までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

エ 次の(ア)から(イ)のいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)第2条の規定による下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

カ 平成25年4月1日以降、水処理能力が32,000m³/日以上終末処理場の維持管理運転業務の元請業務実績を1年以上有すること。

キ 次の要件を満たす者及び資格者を、業務期間において、全て配置できる者であること。

(ア) 総括責任者(下水道法(昭和33年法律第79号、以下「下水道法」という。)第22条第2項に定める資格を有する者又は下水道第三種技術検定試験合格者(下水道管理技術認定

試験「処理施設」合格者を含む。)であり、3年以上総括責任者又は副総括責任者として下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した勤務実績を有する者)

- (イ) 副総括責任者(下水道法第22条第2項に定める資格を有する者又は下水道第三種技術検定試験合格者(下水道管理技術認定試験「処理施設」合格者を含む。)であり、3年以上下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した勤務実績を有する者)
- (ウ) 以下の業務における業務主任者(総括責任者及び副総括責任者を除き、下水道法第22条第2項に定める資格を有する者、下水道第三種技術検定試験合格者(下水道管理技術認定試験「処理施設」合格者を含む。)又は2年以上下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務に従事した勤務実績を有する者)
 - ① 運転管理に関する業務
 - ② 水質等管理に関する業務
 - ③ 保守点検に関する業務
 - ④ 調達管理に関する業務
 - ⑤ 環境整備に関する業務
 - ⑥ 修繕に関する業務
- (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条第3項に定める資格を有する者
- (オ) 第一種電気工事士又は認定電気工事従事者
- (カ) 玉掛技能講習修了者
- (キ) クレーン運転士又はクレーンの運転の業務に係る特別の教育を受けた者
- (ク) フォークリフト運転技能者
- (ケ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (コ) 乙種第4類危険物取扱者
- (サ) 電気主任技術者
- (シ) 低圧電気取扱特別教育修了者
- (ス) 高圧・特別高圧電気取扱特別教育修了者

ク 共同企業体を構成する場合の要件は以下のとおりとする。

- (ア) 各構成員は、本プロポーザルに参加するほかの応募者又は共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (イ) 代表構成員の出資比率は単独で最大であること。
- (ウ) 前号キ(ア)を代表構成員が配置できること。また、前号キ(イ)から(ス)を代表構成員又はその他の構成員のいずれかが配置できること。

(2) 応募資格の制限

本プロポーザルに参加しようとする者が、次のアの関係に該当する場合、そのうち1者しか応募できない。また、前項(1)の有資格者であっても、次のイからエのいずれかに該当する者は、本プロポーザルに応募することができない。応募者は、次のイからエのいずれかに該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 資本関係又は人的関係(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存中の社である場合を除く)

- (ア) 親会社と子の関係
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- (ウ) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている関係
- (エ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

イ 金沢市下水道施設維持管理業務包括委託事業者選定委員会委員

ウ イが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織(研究室等を含む。)に所属する者

エ 本プロポーザルに係る検討支援業務委託の受注者

3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書及び資格確認書類

部数 1部

提出期限 令和5年6月19日(月)午後5時00分

(2) 企画提案書等

部数 正本1部、副本5部、電子ファイル1部

提出期限 令和5年7月10日(月)午後5時00分

4 実施要領等の公表

西部水質管理センター維持管理業務包括委託公募型プロポーザル実施要領、要求水準書、西部水質管理センター維持管理業務包括委託契約書(案)、西部水質管理センター維持管理業務包括委託企画提案書評価基準、提出書類様式を公表します。希望者は、下記の金沢市企業局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/bid/notice/kakuka>

5 受託候補者の特定

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、企画提案書評価基準に基づき、金沢市下水道施設維持管理業務包括委託事業者選定委員会の委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の総合評価点が最も高い企画提案書の提出者を、本委託の受託候補者として特定する。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出者として選定されなかった者及び本委託の受託候補者として特定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

7 問合せ先

この公告及び詳細に関する問合せ先は次のとおりです。

〒920-0841 金沢市浅野本町ホ 131

金沢市企業局水処理課

[電話] (076) 252-1439 [FAX] (076) 251-9961 [E-mail] k-mizusyori@city.kanazawa.lg.jp